

常任委員会の審査

本会議から付託された議案の審査の主な内容は次のとおりです。

総務企画

渋川地区広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議1議案、吉井町の高崎市への編入合併に伴うものなど群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議2議案、職員の修学部分休業に関する条例、職員の高齢者部分休業に関する条例、市長及び副市長の

給与及び旅費支給条例、職員の給与に関する条例及び手数料条例の一部を改正する条例の5議案が当委員会に付託され、審査の結果、8議案ともすべて全会一致で可決されました。

交付・再発行

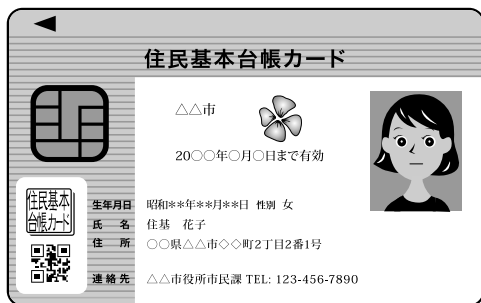
手数料2年間無料住基カード普及は726枚質疑 住基カード普及のための交付手数料の無料化（2年間に限る）措置と聞く

が職員や議員に対して普及の考えは。また、現在どのくらい発行されていて、今後普及の目標はあるのか。

答弁

カードの利用についてPRは行っていくと思いますが、個々の判断になると思います。現在の普及率は0・84%、726枚です。せめて県平均の1・1%、940枚まで普及に努めていきたいと考えています。

新しい住基カード



SUNおのがみ

市民経済

2月27日に市民経済常任委員会が開かれ付託された9議案を審議しました。

子供の通院医療費が

小学校6年生まで無料に

群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更は、富士見村が前橋市へ、吉井町が高崎市へ編入合併することによるものです。

市営天神山土地改良事業は、北橋町下箱田地内5・7haの土地改良です。

小野上温泉開発基金条例の一部改正は、予算の定める範囲内での積み立てができるようにするものです。

福祉医療費の支給に関する条例の一部改正は、4月1日から子供の通院医療費が小学校6年生まで無料になるものです。

基幹集落センター条例の廃止は、当該施設を小野上公民館として使用するため廃止するものです。

労働環境整備資金融資促進条例の廃止は、利用が少ないために協調融資している県の制度が廃止されることに伴い廃止するものです。

小口資金融資促進条例の一部改正は、融資申込期間を1年間延長するものです。

以上7議案は全会一致で可決されました。

交流促進センター（SUNおのがみ）条例とたちばなの郷城山条例の一部改正

は、それぞれの施設を指定管理者による管理ができるようにするため、2議案とも多数決で可決されました。

建設水道

半田の2路線を市道に認定道路改良事業及び私道の

寄附受納による認定です。私道の寄附受納は、日本カーリット交差点の道路改良であり、信号機の設置や時期について活発な質疑がされ、工場の利用と整備完了は同じ時期とするとの答弁がされました。



たちばなの郷城山

観山荘の土地・建物を取得

伊香保町の観山荘は群馬県の普通財産であり、昭和32年から群馬県社会福祉協議会に貸し付けていたもので、取得の理由は石段街の延長など、伊香保温泉再生事業に供するものです。取得価格や解体費用などに

いて質疑があり、土地・建物・温泉引湯権のセットでの購入であり、解体費用などを除いた価格であるとの答弁がされました。

借上賃貸住宅に

母子家庭等の入居を拡充

借上賃貸住宅は一般で20%、高齢者（65歳以上）で30%の補助を行っています。母子家庭等にも30%の補助を行い、入居者の拡大を行うものです。



日本カーリット交差点

簡易水道・水道事業

給水条例を一部改正

水道料金の統一（改定）に向けた条例の一部改正であり、北橘地区及び子持地

区の水道料金は据え置き、その他の地区は段階的に引き上げ財政の健全化をしようとするものです。北橘・子持の料金据え置きや、建設改良費、財政計画など、活発な質疑がされました。

合併前の状況を反映して現在の料金が決定されているが、様々な要素を前提に整理した結果、北橘・子持地区に合わせないと、水道事業は独立採算制であり、仮に今回調整をしないと数年が経過した頃に改正が必要になり、今回の率よりも高めの調整をする必要があると答弁がされました。

簡易水道・水道事業の2議案は市民に対する周知期間を延長し修正可決、その他の6議案は全会一致で可決されました。

教育福祉

介護従事者処遇改善臨時特例基金条例は4月からの介護報酬の改定に伴う保険料の増加額を軽減するため、3年間の限定で交付金を管理す



新設された渋川ほっとプラザ

るために設置するものです。障害者福祉センター条例を廃止する条例は福祉庁舎に機能を移行することに伴い廃止するものです。

介護保険条例の一部を改正する条例は保険料率を改正し、保険料の区分を6段階から7段階にするものです。保険料の滞納者に対する取り組みや利用料の値上げによる低所得者の介護サービスを受けたくても受けられない状況などについて質疑がありました。

以上3議案は全会一致で可決されました。

コミュニティ供用施設

条例の一部改正を否決

コミュニティ供用施設条例の一部を改正する条例は、普通財産に所管替えしようとする伊香保外野コミュニティセンターが現在でも主に一部の団体に使用されていることや普通財産にしてからの維持管理方法などについて多くの質疑がされ、市内の公民館使用料を有料で統一してきた経過もあり、伊香保商工会とのかかわりや団体への賃貸方法が明確でないことなどから、全会一致で否決されました。



外野コミュニティセンター

学校給食自校方式存続と拡充を求める請願は全会一致で採択されました。



通学バス（子持地区）

閉会中の委員会

通学バス条例を修正可決

今期定例会開会前に委員会を開催し、12月の定例会から継続審査となっていた通学バス条例は、利用者の負担を軽減するため、2年間の経過措置を講ずることとして修正可決され、激変緩和措置として今まで無料の地区の使用料を2年間は実質無料とすること、また遠距離通学費補助要綱の見直しを平成22年3月までにを行うことなどの附帯決議が可決されました。